議案第2号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成22年1月14日

鳥取県教育委員会教育長 中永 廣樹

【県指定名勝の指定】

平成21年12月22日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき、鳥取県指定名勝に指定する。

名 称	所在地
石谷氏庭園	智頭町





<文化財的価値>

石谷氏の庭園は、地形・水系など立地条件を活かし、池庭・枯山水・露地・平庭(芝生)・ 坪庭など主要な庭園様式を巧みに配置したすぐれた造形意匠を持つ。林業経営の全盛期に おける庭園文化を今に伝える存在として貴重な文化財であると評価される。 鳥取県教育委員会 委員長 上山弘子 様

文化財 (名勝) の指定について

文化財(名勝)として下記のとおり鳥取県指定することについて、 鳥取県文化財保護審議会条例第2条の規定により答申します。

平成21年12月22日

鳥取県文化財保護審議会 会 長 長石 肇



記

名 勝 「石谷氏庭園」(智頭町)